

申す間敷候、若し上納拝借金の由書き入れ、脇より取り置き手形これ有り候はば、曲事に仰せ付けらるべき旨畏み奉り候事

○一質地取り候もの年貢これ出さず、質地に遣わし置き候無田地の者の方より年貢役等勤め候ものこれ有る

由相聞き、不届の至りに候、右の趣急度相守るべき旨仰せ付けられ畏み奉り候事

○百姓並び子供、初めて軽き侍奉公に出し、其の後在所へ

引き込み候ても、刀差し候儀仕る間敷候旨仰せ渡され畏み奉り候、在所へ帰り罷り在り候節は、屋敷方より少々

合力（ごうりき）取り候共、刀差し申す間敷候、若し密々に刀差し申し候はば、曲事に仰せ付けらるべき候事

○一有り来たりの外、新規に在々にて小さきほこら（祠）、或いは仏像建立、堅く仕る間敷旨仰せ渡され畏み奉り候事

○百姓共並び子供、耕作は不精（ぶしうう）にいたし、遊び事に掛り不似合いな風俗をまなび候儀、堅く仕る間敷旨

仰せ渡され畏み奉り候事

○一関東筋川船（船の異体字）の儀、川舟御役所にて極印（ごくいん）請ける筈の所、極印請けおくれ候船これ有り、不届に候間、弥以（もって）川船の分極印請け

申すべき旨仰せ渡され畏み奉り候、若し極印請けざる船これ有り候はば、持ち主並び名主・年寄共曲事に仰せ付けらるべき事

○一人売買の儀、堅く御法度の旨仰せ渡され畏み奉り候事

○一在々へ役人の由申し偽り徘徊（はいかい）いたし、ねだり

が間敷儀申すものこれ有り候はば押し留め置き、早速御注進申し上げるべく候、若し隠し置き候はば、名主・年寄曲事に仰せ付けらるべき候事

○一在々にて質屋・古着屋共の儀、質物取り候はば

置き主・證人吟味致し、印形致させ質物取り申すべく候、若し不吟味にいたし、盜物質物に取り、又は買取り候はば、組合・名主・年寄ども迄、曲事

仰せ付けらるべき候事